



vol.13

元バレーボール日本代表

さくらい ゆか  
櫻井由香 さん

自分が楽しむことで  
みんなを楽しく

プロフィール

日本電装(現デンソーエアリービーズ)のバレーボール選手として、主にリベロ(守備専門の選手)として活躍。日本代表として、北京オリンピック、ワールドカップを経験。現在は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構(以下、Vリーグ機構)でバレーボールの普及活動を担う。ママさんバレーにも積極的に参加し、バレーボールを通して多くの人をつなげている。



3人から始まったバレーボール普及活動

「現役時代からバレーボールの良さ、楽しさを伝えていきたいと思っていました。その反面、現役時代は観客の皆さんが見に来てよかったと思われるプレーをしなくてはという責任感から、バレーボールを心から楽しめないこともありました。でも、引退して少し時間がたつと、やっぱりバレーボールが大好きな気持ちに気付いて、普及活動に本気で取り組みたいと思ったんです」と櫻井さん。

「最初は私と後輩の3人で活動を始め、今ではVリーグ機構として、140人くらいの元Vリーグ選手とともに全国で活動しています。目黒区では、今年も6校の小学校にご協力をいただいて、体育の授業に参加しています」。



選手時代の櫻井さん



▼区内小学校でバレーボールの楽しさを伝える

最初は縮められなかった子どもとの距離

「最初の頃は、バレーボール教室を開くと、集まるのはみんなバレーボールのユニホームを着ている子。もちろん既に楽しさを知っている子たちに、もっと楽しさを知ってもらうこともいいんですが、一番やりたいのは、バレーボールの楽しさを知らない子に楽しさを伝えること。そこで、学校の授業でバレーボールができないか、模索しました。幸い、イベントで知り合った教育関係者にこの思いを話したところ、ぜひということになり、学校でも活動ができるようになりました」と櫻井さん。

「でも、実はちょっと子どもが苦手だったんです。それなのに子どもに楽しさを伝えたかったんです(笑)。最初は子どもとの距離を縮められず悩みました。でもあるとき、何げなく子どもと同じ口調でしゃべってみたら、一気に打ち解けることができ、同じ目線に立てたというか、それからはもう、ずっと楽しいんです」。

自分を応援してくれる人をつくってほしい

「選手時代からずっとモットーにしているのが、自分が楽しめば、そこにいるみんなが楽しくなれるということです。選手であれば、楽しくプレーすることで観客にも楽しんでもらえる。授業であれば私が楽しむことで、その気持ちは子どもに伝わり、みんなが楽しむことができる。そんな気持ちで活動を続けています。子どもたちには何でもいいから一生懸命に取り組んでほしいなと思います。もちろん、それがバレーボールであればうれしいです。一生懸命な姿を見て、きっと応援してくれる人ができるはず」と目を輝かせて話してくれた。

情報公開・個人情報保護制度の運用状況(3年度)

☎情報公開・個人情報保護制度は行政情報マネジメント課(☎5722-9622、☎5722-8674)、区議会情報公開制度は区議会事務局庶務係(☎5722-9413、☎5722-9335)

情報公開制度

公正で開かれた区政を推進し、区政への区民参加を促進するために実施しています。

情報開示請求・決定状況

請求件数や開示決定状況は表1、請求人の区分は表2のとおりです。開示請求による開示以外にも、情報の公表や提供、会議の公開を進めています。年間で483件の情報の公表や延べ39回の会議を公開しました。

区議会でも、独自に情報公開制度を設けています。3年度は6件の開示請求がありました。

表1 情報開示請求の開示決定状況 (件数)

全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	合計
55	98	1	4	0	158

表2 情報公開請求の請求人の区分 (件数)

区内在住者	区内在勤者	区内在学者	区内事業者	理由明記者
28	3	2	22	103

☎情報公開・個人情報保護制度(コード①)と区議会情報公開制度(コード②)の運用状況の詳細は、☎区☎でご覧になれます。



個人情報保護制度

区は、個人情報扱う業務は、あらかじめ登録することとしています。収集目的・項目を記載した登録簿は、総合庁舎本館1階区政情報コーナーでご覧になれます。なお、区のシステムに登録されている個人情報として、住民記録に関する情報や住民税に関する情報などがあります。

自己情報の開示・訂正請求の決定状況

住民票の写しなど、97件の開示請求と1件の訂正請求がありました。開示・訂正請求の決定状況は表3のとおりです。

個人情報の収集・利用目的の制限

個人情報を収集した目的以外に利用することなどは、①本人が同意している②法令に定めがある③生命の保護などのために緊急かつやむを得ない④情報公開・個人情報保護審議会の承認がある場合を除き禁止されています。

個人情報を目的以外に利用・外部提供した件数は表4のとおりです。

また、個人情報の外部処理委託などについて、情報公開・個人情報保護審議会に計8回、27件について諮問しました。

表3 自己情報の開示・訂正請求の決定状況 (件数)

	開示・応じる	部分開示・一部応じる	不開示・応じない	不存在	存否応答拒否
開示請求	50	32	0	15	0
訂正請求	0	0	1	0	0

表4 個人情報保護制度の目的外利用・外部提供の運用状況 (件数)

項目	件数	根拠		
		本人同意	法令	審議会一括承認
目的外利用	32	2	0	30
外部提供	62	9	2	51